

別表 1

(あ)	(い)	(う)	(え)
文書	開示する保有個人情報	不開示とした部分	不開示とした理由
1-1	通報聴取録兼措置入院のための移送に関する事前調査票	・受付者氏名	③
		・通報者氏名	②
		・こころ受理者	③
		・家族等の情報（氏名、続柄、生年月日、現住所、電話番号）	②
		・保護などの理由の一部	②
		・調査職員氏名	③
		・特記事項の一部	②
		・「入・通院期間、形態、病院名、病名」及びそれに関する追加情報	①
1-2	大阪精神科救急システム通報聴取録（緊急措置診察）	・事前調査の総合判定等のメンバーの名前	③
		・受付職員	③
		・通報警察担当者	②
		・保護者（家族）の情報（氏名、性別、続柄、生年月日、現住所、電話番号）	②
		・緊急措置診察受信情報（FAX 番号）	③
		・保護などの理由の一部	②
		・精神科治療歴	①
		・対応指定医	③
		・診断名	①
		・コーディネーター氏名	③
		・告知者名	③
		・移送責任者	③
1-3	移送に際してのお知らせ	・同乗警察官	②
		・移送補助者	②
1-4	精神保健指定医の診察について（通知）	・精神保健指定医名	③
1-5	精神保健指定医の委嘱及び診察依頼について	・精神保健指定医名	③
1-6	精神保健指定医の診察について（通知）	・家族の氏名	②
1-7	措置入院決定のお知らせ（令和4年2月2日付）		—
1-8	措置入院に関する診断書	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の氏名及び署名	③
		・医療機関名	③
2-1	精神保健指定医の委嘱及び診察依頼について	・精神保健指定医名	③
2-2	精神保健指定医の委嘱及び診察依頼について	・精神保健指定医名	③
2-3	措置入院決定のお知らせ（令和4年2月3日付）		—
2-4	措置入院のための移送に関する診察記録票	・症状	①
		・指定医の署名	③
		・立会職員名	③
		・搬送職員氏名	③
2-5	移送に際してのお知らせ（令和4年2月3日付）		—
2-6	措置入院に関する診断書	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の署名	③
2-7	措置入院に関する診断書	・病名	①

		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の署名	③
		・医療機関名	③
2-8	緊急措置診察及び本鑑定の結果	・家族等の情報（氏名、続柄、生年月日、現住所）	②
		・立会職員名	③
		・指定医氏名	③
		・所属病院名	③
		・診断名	①
		・搬送職員名	③
2-9	立会聴取録	・医師名	③
		・病名	①
3-1	審査請求書		—
3-2	審理員の氏名について（通知）		—
3-3	審査請求書等の送付及び弁明書の提出について		—
3-4-1	弁明書の提出について	・担当者名	③
3-4-2	弁明書（正）		—
3-4-3	弁明書（副）		—
3-4-4	3-4の添付書類	・受付者氏名	③
	別紙1（通報聴取録兼措置入院のための移送に関する事前調査票）	・通報者氏名	②
		・こころ受理者	③
		・家族等の情報（氏名、続柄、生年月日、電話番号）	②
		・保護などの理由の一部	②
		・調査職員氏名	③
		・特記事項の一部	②
		・「入・通院期間、形態、病院名、病名」及びそれに関する追加情報	①
		・事前調査の総合判定等のメンバーの名前	③
	別紙2（大阪精神科救急システム通報聴取録（緊急措置診察））	・受付職員	③
		・通報警察担当者	②
		・保護者（家族）の情報（氏名、性別、続柄、生年月日、現住所、電話番号）	②
		・緊急措置診察受信情報（FAX番号）	③
		・保護などの理由の一部	②
		・精神科治療歴	①
		・対応指定医	③
		・診断名	①
		・コーディネーター氏名	③
		・告知者名	③
		・移送責任者	③
		・同乗警察官	②
		・移送補助者	②
	別紙3（移送に際してのお知らせ）		—
	別紙4（精神保健指定医の診察について（通知））	・精神保健指定医名	③
	別紙5（精神保健指定医の委嘱及び診察依頼について）	・精神保健指定医名	③
	別紙6（精神保健指定医の診察について（通知））	・家族の氏名	②
	別紙7（措置入院決定のお知らせ（令和4年2月2日付））		—
	別紙8（措置入院に関する診断書）	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の氏名及び署名	③
		・医療機関名	③
	別紙9（精神保健指定医の委嘱及	・精神保健指定医名	③

	び診察依頼について)		
	別紙 10 (精神保健指定医の委嘱及び診察依頼について)	・精神保健指定医名	③
	別紙 11 (措置入院決定のお知らせ (令和4年2月3日付))		—
	別紙 12 (措置入院のための移送に関する診察記録票)	・症状	①
		・指定医の署名	③
		・立会職員名	③
		・搬送職員氏名	③
	別紙 13 (移送に際してのお知らせ (令和4年2月3日付))		—
	別紙 14 (措置入院に関する診断書)	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の署名	③
	別紙 15 (措置入院に関する診断書)	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
		・精神保健指定医の署名	③
		・医療機関名	③
	別紙 16 (緊急措置診察及び本鑑定の結果)	・家族等の情報 (氏名、続柄、生年月日、現住所)	②
		・立会職員名	③
		・指定医氏名	③
		・所属病院名	③
		・診断名	①
		・搬送職員名	③
3-5	反論書の送付及び再弁明書の提出について (通知) (令和4年4月12日付)		—
3-6	反論書 (令和4年4月4日付)		—
3-7	反論書に対する再弁明書の提出について (令和4年4月26日付)	・担当者名	③
3-8	再弁明書 (正)		—
3-9	再弁明書 (副)		—
3-10	再反論書の送付及び再々弁明書の提出について (通知) (令和4年5月26日付)		—
3-11	再反論書 (令和4年5月16日付)		—
3-12	再反論書に対する再々弁明の提出について (令和4年6月8日付)	・担当者名	③
3-13	再々弁明書 (正)		—
3-14	再々弁明書 (副)		—
3-15	反論書の送付及び弁明書の提出について (通知) (令和4年6月23日付)		—
3-16	再々反論書 (令和4年6月16日付)		—
3-17	再々反論書に対する再々々弁明の提出について (令和4年7月8日付)	・担当者名	③
3-18	再々々弁明書 (正)		—
3-19	再々々弁明書 (副)		—
3-20	審理手続の終結等について (通知)		—
3-21	裁決書謄本について		—
3-22	裁決書		—

別表 2

(お)	(か)	(き)	(く)
文書	開示する保有個人情報	不開示とした部分	不開示とした理由
1-1	通報聴取録兼措置入院のための移送に関する事前調査票	・保護などの理由の一部	②
		・「入・通院期間、形態、病院名、病名」及びそれに関する追加情報	①
1-2	大阪精神科救急システム通報聴取録（緊急措置診察）	・保護などの理由の一部	②
		・精神科治療歴	①
		・診断名	①
1-8	措置入院に関する診断書	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
2-4	措置入院のための移送に関する診察記録票	・症状	①
2-6	措置入院に関する診断書	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
2-7	措置入院に関する診断書	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
2-8	緊急措置診察及び本鑑定の結果	・診断名	①
2-9	立会聴取録	・病名	①
3-4-4	3-4の添付書類	・保護などの理由の一部	②
	別紙1（通報聴取録兼措置入院のための移送に関する事前調査票）	・「入・通院期間、形態、病院名、病名」及びそれに関する追加情報	①
	別紙2（大阪精神科救急システム通報聴取録（緊急措置診察））	・保護などの理由の一部	②
		・精神科治療歴	①
		・診断名	①
	別紙8（措置入院に関する診断書）	・病名	①
		・生活歴及び現病歴	①
		・重大な問題行動	①
		・診察時の特記事項	①
	別紙12（措置入院のための移送に関する診察記録票）	・症状	①
	別紙14（措置入院に関する診断書）	・病名	①
・生活歴及び現病歴		①	
・重大な問題行動		①	
・診察時の特記事項		①	
別紙15（措置入院に関する診断書）	・病名	①	
別紙16（緊急措置診察及び本鑑定の結果）	・生活歴及び現病歴	①	
	・重大な問題行動	①	
	・診察時の特記事項	①	
	・診断名	①	

別表 3

不開示とした理由	
個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 1 号	
(説明)	公開しないこととした部分①については、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報であるため。
個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 2 号	
(説明)	公開しないこととした部分②については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書きイ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 7 号	
(説明)	公開しないこととした部分③については、本市の機関が行う事務に関する情報であって、個人の評価、診断、判定に係る事務に関し、開示することにより、事務の性質上、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるため。